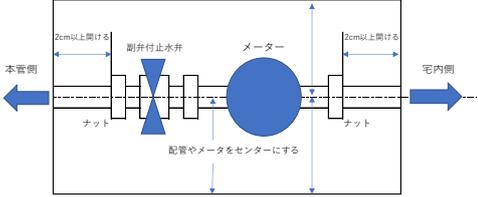
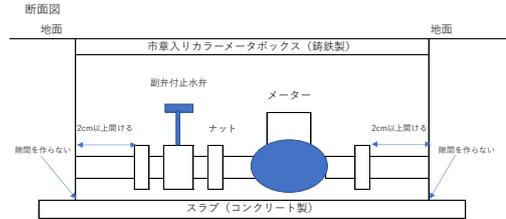


栗東市給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

箇所	改定前	改定後
P1 冒頭	<p>この「栗東市給水装置工事設計施工指針」は、栗東市の給水区域内において給水装置工事を行ううえで必要な事項を定めるものである。災害や漏水時等に緊急工事の円滑な対応が図れるよう、特に配水管から<u>量水器</u>までの給水装置工事に該当する事項について、栗東市指定給水装置工事事業者はこの指針を遵守し、工事を施工しなければならない。</p>	<p>この「栗東市給水装置工事設計施工指針」は、栗東市の給水区域内において給水装置工事を行ううえで必要な事項を定めるものである。災害や漏水時等に緊急工事の円滑な対応が図れるよう、特に配水管から<u>水道メーター（以下、「メーター」という。）</u>までの給水装置工事に該当する事項について、栗東市指定給水装置工事事業者はこの指針を遵守し、工事を施工しなければならない。</p>
P1	<p>2. 給水装置工事とは 給水装置の新設、改造、修繕（水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。</p>	<p>2. 給水装置工事とは 給水装置の新設、改造、修繕（水道法第16条の2第3項の<u>国土交通</u>省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事をいう。</p>
P2	<p>（4）給水管及び給水用具の指定（条例第12条） ①管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めたときは、配水管への取り付け口から<u>水道メーター</u>までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p>	<p>（4）給水管及び給水用具の指定（条例第12条） ①管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めたときは、配水管への取り付け口から<u>メーター</u>までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p>
P3	<p>1. 事前調査および協議 （4）屋外配管 <u>量水器</u>、止水栓（仕切弁）等の位置、布設位置</p>	<p>1. 事前調査および協議 （4）屋外配管 <u>メーター</u>、止水栓（仕切弁）等の位置、布設位置</p>
P4	<p>2. 給水方式の決定 （3）<u>量水器</u>設置基準 ①給水を必要とする建造物に対し、1箇所の給水管と1個の公設<u>量水器</u>の設置を原則とする。ただし、新たに建造物を設けた場合に限り、給水装置を追加することができるが、1敷地につき最大2個の<u>量水器</u>までとする。 ②直圧方式による共同住宅では、1個の公設<u>量水器</u>を設置するものとする（親メーター方式）。 ③2戸以上の公設<u>量水器</u>が設置されている既存の共同住宅等については、直ちに改善は求めないが、今後の建て替え等の施工時は上記の規定に合致する改善を行うものとする。</p>	<p>2. 給水方式の決定 （3）<u>メーター</u>設置基準 ①給水を必要とする建造物に対し、1箇所の給水管と1個の公設<u>メーター</u>の設置を原則とする。ただし、新たに建造物を設けた場合に限り、給水装置を追加することができるが、1敷地につき最大2個の<u>メーター</u>までとする。 ②直圧方式による共同住宅では1個の公設<u>メーター</u>を設置するものとする（親メーター方式）。 ③2戸以上の公設<u>メーター</u>が設置されている既存の共同住宅等については、直ちに改善は求めないが、今後の建て替え等の施工時は上記の規定に合致する改善を行うものとする。</p>

P6	<p>(2) 工事申込書の書き方</p> <p>■給水工事設計書</p> <p>6. <u>量水器</u>及び止水栓の位置</p>	<p>(2) 工事申込書の書き方</p> <p>■給水工事設計書</p> <p>6. <u>メーター</u>及び止水栓の位置</p>
P12	<p>6. 仕切弁の設置</p> <p>引き込み管口径30mm以上50mm以下の給水管については青銅製仕切弁を<u>量水器</u>ボックスの手前に設置すること。仕切弁ボックスの鉄蓋の方向は市章マークが管末側になるよう設置すること。</p> <p>引き込み管口径75mm以上の不断水割丁字管で分岐する場合は、分岐部と<u>量水器</u>ボックスの手前に仕切弁（ソフトシール弁）を設置すること。</p>	<p>6. 仕切弁の設置</p> <p>引き込み管口径30mm以上50mm以下の給水管については青銅製仕切弁を<u>メーター</u>ボックスの手前に設置すること。仕切弁ボックスの鉄蓋の方向は市章マークが管末側になるよう設置すること。</p> <p>引き込み管口径75mm以上の不断水割丁字管で分岐する場合は、分岐部と<u>メーター</u>ボックスの手前に仕切弁（ソフトシール弁）を設置すること。</p>
P12 ～ P13	<p>7. <u>量水器</u>の設置</p> <p>(1) <u>量水器</u>は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（境界から<u>1.5m程度</u>）に設置する。<u>また、検針業務に支障が予測される駐車場、住宅奥地、植込庭等への設置は避けること。共同住宅についても同様である。</u></p> <p>(2) <u>量水器</u>は<u>量水器</u>ボックス内に収納すること。</p> <p>(3) <u>量水器</u>の設置にあたっては、<u>量水器</u>に表示されている流入方向矢印を確認し、水平に取り付けること。</p>	<p>7. <u>メーター</u>の設置</p> <p><u>設置場所はメーター検針業務、交換業務に支障のない場所に設置すること。</u></p> <p><u>また、検針業務に支障が予測される駐車場、住宅奥地、植込庭等への設置は避けること。共同住宅についても同様とする。</u></p> <p>(1) <u>メーター</u>は、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（境界から<u>1.0m以内</u>）に設置すること。</p> <p><u>①極力メーター周りの土間コンクリート打ちは避けること。</u></p> <p><u>②メーターボックスを塀などの下に設置しないこと。</u></p> <p>(2) <u>メーター</u>は<u>メーター</u>ボックス内に収納すること。</p> <p><u>①メーターボックスの天板を地面の高さに合わせること。</u></p> <p><u>②メーターボックスと底板（スラブ）の隙間がないように設置すること。</u></p> <p>(3) <u>メーター</u>の設置にあたっては、<u>メーター</u>に表示されている流入方向矢印を確認し、水平に取り付けること。</p>

		<p><u>下記図（メーターボックス設置図 口径13mm・20mm・25mm）を参考に施工すること。</u></p> <p>メーターボックス設置図（口径13mm・20mm・25mm）</p> <p>平面図</p>  <p>断面図</p> 
P13	<p>8. 宅内バルブの設置</p> <p>量水器の敷地側には宅内バルブ（スリースバルブ）を設置すること。</p>	<p>8. 宅内バルブの設置</p> <p><u>メーター</u>の敷地側には宅内バルブ（スリースバルブ）を設置すること。</p>
P13	<p>9. 配管工事</p> <p>配水管から量水器までの配管については次のとおりとする。なお、使用する口径はφ20mmを最小とする。</p>	<p>9. 配管工事</p> <p>配水管から<u>メーター</u>までの配管については次のとおりとする。なお、使用する口径はφ20mmを最小とする。</p>
P15	<p>2. 道路復旧工事</p> <p>（2）舗装本復旧</p> <p>①舗装本復旧は在来舗装と同等以上の強度及び機能が確保できるものを用い、舗装構成は道路管理者が定めるものによるほか、関係法令に基づき施工しなければならない。</p> <p>②工事完了後、速やかに既設の区画線、道路標示及び標識類を現状復旧すること。</p>	<p>2. 道路復旧工事</p> <p>（2）舗装本復旧</p> <p><u>栗東市上下水道舗装本復旧取扱規程に定めるものとする。</u></p> <p>①舗装本復旧は在来舗装と同等以上の強度及び機能が確保できるものを用い、舗装構成は道路管理者が定めるものによるほか、関係法令に基づき施工しなければならない。</p> <p>②工事完了後、速やかに既設の区画線、道路標示及び標識類を現状復旧すること。</p>
P17	<p>1. 検査（市の検査）</p> <p>（2）完了検査（主任技術者の立会が必要）必須</p> <p>①屋外完了検査は給水装置工事完了届（屋外）をもって検査願とする。</p> <p>分岐からメーター（給水装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装状況（<u>仮復旧</u>・本復旧）の確認 ・弁類の据え付け状況の確認 ・メーターボックスの据え付け状況の確認 	<p>1. 検査（市の検査）</p> <p>2）完了検査（主任技術者の立会が必要）必須</p> <p>①屋外完了検査は給水装置工事完了届（屋外）をもって検査願とする。</p> <p>分岐からメーター（給水装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装状況（<u>仮復旧</u>）の確認 ・弁類の据え付け状況の確認 ・メーターボックスの据え付け状況の確認

P17	<p>(3) 舗装本復旧の確認</p> <p>舗装の給水装置工事時に舗装仮復旧し、後日、舗装本復旧を行う。</p> <p>舗装本復旧までの養生期間は最低3ヶ月とする(市道)。本復旧後は「給水装置舗装本復旧工事完了届」を提出する</p>	<p>(3) 舗装本復旧の確認</p> <p><u>事業者が舗装本復旧を行う場合は、舗装の給水装置工事時に舗装仮復旧し、後日、舗装本復旧を行うこと。</u></p> <p>舗装本復旧までの養生期間は最低3ヶ月とする(市道)。本復旧後は「給水装置舗装本復旧工事完了届」を提出する<u>こと。</u></p>
P17、P18	<p>2. 添付書類等</p> <p>工事完了届(検査願と解する)を提出するときは、次の書類を添付すること。</p> <p>(3) 工事写真</p> <p>ア 上下水道課職員の分岐工事の立会写真を撮影し提出すること</p> <p>イ 帰属施設については次の写真を撮影すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管状況(埋設深さ、位置等がわかるもの) ・保護砂 ・曲管部 ・異種管との接続部 ・水路伏越し部 <p>ウ その他指示する箇所</p> <p>エ 水圧写真</p> <p>オ 掘削から仮復旧までの一連の写真</p>	<p>2. 添付書類等</p> <p>工事完了届(検査願と解する)を提出するときは、次の書類を添付すること。</p> <p>(3) 工事写真</p> <p>ア 上下水道課職員の分岐工事の立会写真を撮影し提出すること</p> <p>イ 帰属施設については次の写真を撮影すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管状況(埋設深さ、位置等がわかるもの) ・保護砂 ・曲管部 ・異種管との接続部 ・水路伏越し部 <p>ウ その他指示する箇所</p> <p><u>・メーターボックス取付場所及び内部写真</u></p> <p>エ 水圧写真</p> <p>オ 掘削から仮復旧までの一連の写真</p>
P19	<p>1. 承認工事の施工業者</p> <p><u>(1) 管口径φ50mm以下の給水装置工事は栗東市指定給水装置工事事業者により施工させること。</u></p> <p><u>(2) 管口径φ75mm以上及び、配水管本管工事は栗東市上下水道工事協同組合に加入している事業者により施工させること。</u></p>	<p>1. 承認工事の施工業者</p> <p><u>・給水装置工事は栗東市指定給水装置工事事業者により施工させること。</u></p>